鳥取県農地・水・環境保全協議会内部監査実施規程

平成 1 9年 4月 5 日制定 平成 2 3年 4月 1 4 日改正 平成 2 4年 5月 2 5 日改正 平成 2 6年 4月 2 4 日改正 平成 2 7年 5月 1 4 日改正 平成 2 8年 5月 1 2 日改正 令和 4年 5月 2 5 日改正

(目的)

第1条 鳥取県農地・水・環境保全協議会の業務及び資金管理に関する内部監査は、 この内部監査実施規程により実施するものとする。

(監査員の指名)

第2条 内部監査を行う監査員は、2名とし、会員の所属組織のうちから会長が指 名する。

(内部監査の種類)

第3条 内部監査は、事業年度に1回以上の定期監査及び必要に応じての臨時監査とする。

(内部監査実施計画の作成等)

第4条 監査員は、毎事業年度の5月末日までに内部監査責任者1名定め、及び内 部監査実施計画を作成し、会長に報告するものとする。

(内部監査結果の報告)

- 第5条 前条の内部監査責任者は、内部監査の終了ごとにその結果を取りまとめた 内部監査報告書を作成し、会長に報告するものとする。
- 2 前項の報告を受けた会長は、報告を受けた日以降最初の総会に報告するものと する。
- 3 第1項の内部監査報告書は、当該年度終了後5年間保管するものとする。

(内部監査結果の不適合の是正)

- 第6条 第4条の内部監査責任者は、内部監査の結果、不適合が認められた場合は、 是正のための指示書を作成し、会長に報告するとともに、被内部監査部門の責任 者に指示するものとする。
- 2 前項の指示を受けた被内部監査部門の責任者は、指摘された不適合事項について速やかに是正措置を講ずるものとする。
- 3 被内部監査部門の責任者は、前項の是正措置が終了した場合には、速やかにその結果について報告書を作成し、第4条の内部監査責任者に報告するものとする。

- 4 前項に報告を受けた第4条の内部監査責任者は、その内容を確認し会長に報告した上で、報告を受けた日以降最初の総会に報告するものとする。
- 5 第1項の指示書、第3項の報告書は、当該事業年度終了後5年間保管するもの とする。

(雑則)

第7条 日本型直接支払推進交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知)、日本型直接支払推進交付金実施要領(平成28年4月1日付け27生産第2855号・27農振第2219号)、鳥取県農地・水・環境保全協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

附則

この規程は平成19年4月5日から施行する。

附則

この規程は、平成23年4月14日、一部改正し、中国四国農政局長の承認の あった日(平成23年5月16日)から施行する。

附則

この規程は、平成24年5月25日、一部改正し、施行する。

附則

この規程は、平成26年4月24日、一部改正し、施行する。

附則

この規程は、平成27年5月14日、一部改正し、施行する。

附則

この規程は、平成28年5月12日、一部改正し、施行する。

附則

この規約は、令和4年5月25日、一部改正し、施行する。